

ボランティア・市民活動のコーディネーター・リーダー等推進者のための

2016  
No.470

# ボランティア情報

07  
July



## 「平成28年熊本地震」民間支援団体のネットワークを生かした活動の展開

「平成28年熊本地震」では、今も様々な民間支援団体がそれぞれのネットワークを生かしながら、被災者支援の活動を展開しています。

特定非営利活動法人ADRA Japan(アドラ・ジャパン)は、専門職ボランティアとして看護師等の医療関係者をネパールに派遣してきたこれまでのネットワークを生かし、熊本地震においては、発災直後から熊本市内の避難所や在宅避難者への物資供給の支援を行ってきました。加えて、地域包括支援センター等と連携しながら、全国の登録のある看護師ボランティアの協力を得て、市内4ヵ所の避難所に看護師を派遣してきました。

その後、南阿蘇村において福祉・介護のニーズに対応する「みなみ阿蘇福祉救援ボランティアネットワーク」※の活動に協力し、被災者のためのカフェ活動の場として利用可能な「サロンバス」

の貸出しと合わせて、福祉避難所の運営支援のため常駐コーディネーターと看護師ボランティアの派遣を行ってきました。

看護師派遣は南阿蘇村の福祉避難所が統合された、6月末をもって終了しましたが、サロンバスを在宅避難者の外出支援やデイ・サービス利用者のカフェ活動の場としてさらに展開できるよう、引き続き支援に関わっています。

現地で調整をしてきたアドラ・ジャパン国内事業(防災・緊急支援)担当マネージャーの渡辺日出夫さんは、「南阿蘇村の一部地域の住民は、橋の崩落によって隣の大津町での避難生活を余儀なくされています。そのため、行政圏域を越えた村民のケア、また仮設住宅が出来た後の既存地域とのコミュニティづくりなども必要になります。民間支援団体は、こうした支援でも、各団体が持つネットワークの強みを生かした支援ができると考えます。」と話してくれた。

※ 介護・看護職の専門職の派遣、調整を行っているネットワーク組織

### Contents

### 特集テーマ

### 課題を抱える人が安心して生活できる地域づくり

(06) • 災害ボランティア  
このヒトに聞きたい!

(07) • ボランティア温故知新  
～木谷先生の軌跡からボランティアのこれからを見据えて～  
・赤い羽根アラカルト

(08) • 保険のひろば  
・強化方策2015ワンポイント講座  
・INFORMATION  
・事務局だより



# 課題を抱える人が安心して生活できる地域づくり

生活課題や福祉課題の多様化・複雑化により、単独の相談機関では対応しきれない課題が増加している。こうした課題への支援にあたっては、多様な相談機関による包括的な支援体制とあわせ、課題を抱える本人の居場所づくりや本人を取り巻く環境改善を、地域住民やボランティアと協働して行うことが重要となる。

地域住民やボランティアが、多様な機関とともに本人の支援に参画することは、問題の早期発見や継続的な関わりなど地域での見守り体制の構築にもつながるだけではなく、本人の社会参加や地域への関わりを生むことにもつながります。関わったボランティアや住民にとっても、社会課題の理解や地域状況を再認識するきっかけにもなります。

本特集では、生活困窮者の支援や虐待などの厳しい状況に置かれた子どもたちが地域で安心して生活できる居場所づくりのために、さまざまな形で地域住民やボランティアが関わった事例を紹介する。



岡山県総社市社会福祉協議会 総社市生活困窮者支援センター 相談支援員

イシ ハラ ヒロ マサ  
石原 寛大さん

## 人や地域とのつながりを築く、自立支援につながる

### ●総社市社協の主な相談支援事業

平成18年10月：障がい者(児)地域活動支援センター開設

平成18年10月：障がい者基幹相談支援センター（当時：相談支援センターゆうゆう）を市から受託

平成24年4月：障がい者千人雇用センターを市から受託<sup>※1</sup>

平成25年4月：権利擁護センター「しえん」を市から受託

平成26年4月：生活困窮者支援センター（生活困窮者自立促進支援モデル事業）を市から受託

平成27年4月：生活困窮者自立支援法施行。モデル事業から本制度の事業を本格実施（自立相談支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業）

※1 総社市は「支援学校を卒業した後の、働く場所は総社市が担う」という考え方のもと、平成23年度から5年間で、障がいのある人1,000人の雇用を目指すプロジェクトを実施している。

## 総社市の生活困窮者自立支援制度における相談現況

総社市社協は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を平成26年度のモデル事業時から実施しています。

自立相談支援事業の相談支援実績は、平成27年度は実数で74人の相談を受け、延べ2172件の対応をしています。相談者の年齢層は30代が最も多く、次いで50代、40代、20代の順です。男女比では、男性が65%、女性が35%。世帯構成では、単身世帯が最も多く、夫婦と子どもの世帯、ひとり親世帯が続きます。

派遣会社を転々と移り日本各地を渡り歩いているような方が多く、雇用形態が不安定であり、派遣切りに遭うなどし

て、緊急的な支援につながる方が多くなっています。

### ボランティア活動が自立への一歩につながった

本事業の相談員は4名（正規）です。

相談者には担当制で対応しています。

相談者のAさん（20代・女性）は、体調不良からひきこもり状態になり、体調不良に悩まされて就職できない状況でした。他県から本市に転入してきた方で、地縁や土地勘がない状況もありました。

「体調が回復したので就職を目指したい」とAさんから相談がありました。しかし、いきなり就労をゴールとするのではなく、本人のこれまでの生活歴を考えてもハードルが高く、まずは、仕事のイメージを持ってもらうこと、他者とのコミュ

ニケーションに慣れてもらうことなどを目的として、ボランティア活動に参加してもらうことにしました。



支援調整会議で支援対象者のプランの共有や社会資源の活用・創出に向けた検討などを行っている。

最初に参加したボランティア活動は地域の子育てサロンです。地域の主任児童委員さんが運営しているサロンに

参加し、主任児童委員さんとの関わりのなかで、一緒に地域に出かけたり、相談をしたり、センター職員ではない、地域でのより身近な相談相手としての関係をつくることができました。

サロンで活動する中で、Aさん自身が福祉に関心をもち、「介護福祉士をめざしたい」と将来の夢を話す機会がありました。そこで、地域の社会福祉法人梁善会に相談し、特別養護老人ホームさくばらホームでボランティア体験を受入れていただけたことになりました。

さくばらホームに行くためには電車を使います。しかし、Aさんは長らく電車を使っていませんでした。そこで、私も一緒に電車に乗り、少しずつ電車移動に慣れもらいました。こうした活動も大事な社会参加の一つだと思います。

Aさんはさくばらホームで居室などの環境整備などを体験しています。とてもまじめな方で、さくばらホームの職員さんから「任せることができます」「とてもありがとうございます」と、Aさんの様子をうれしい声でご報告いただくこともあります。

### 本人の変化、受け入れ側の変化

Aさんの受け入れにあたって、さくばらホームには、配慮していただきたいことを事前に伝えています。また、定期的にAさんと私、さくばらホームの職員さんと振り返りをしています。



Aさんのさくばらホームでの活動の様子

ボランティア体験に参加することで、Aさんには良い変化が顕著に出ています。まず笑顔が増えました。当初は自分

の意見がなかなか言えませんでしたが、ボランティア体験を通じて他人と関わることに慣れ、話すことが多くなってきました。さくばらホームの職員さんとも話ができる関係になっています。また、「外出するのが苦ではなくなった」とも言われています。こうしたAさんの変化から、少しずつAさんを取り巻く人の輪が広がっていると感じています。

Aさんの他にも多くの相談者の方が地域でボランティア体験をしています。「生活困窮者」と言われる方々がどのような状況にあるのか、当初は受け入れ先の方たちはわからなかったこともあると思います。しかし、実際に関わっていくなかで、相談者は経済的な課題を抱えているだけでなく、社会参加の部分でも支援が必要であり、また繊細な方が多いので、その部分を受け入れ先も配慮されて対応いただいていると感じています。

また、相談者のボランティア体験を通じて、地域のボランティアの方々が生活困窮支援センターの存在を知ることとなり、地域で同じような状況にある方をキャッチして本センターにつなぐなど、新しい支援のルートもできています。

### 生活困窮者支援にボランティアが関わる意義

相談者はすぐに就労することが難しい状況にある方もいます。そこで、まずは社会参加の出発点としてボランティア体験により徐々に力をつけていくのですが、これもすぐに就労に結び付くわけではありません。その人のペースに合わせて活動を重ねていくことで、人とのつながりをつくり、地域とのつながりをつくっています。

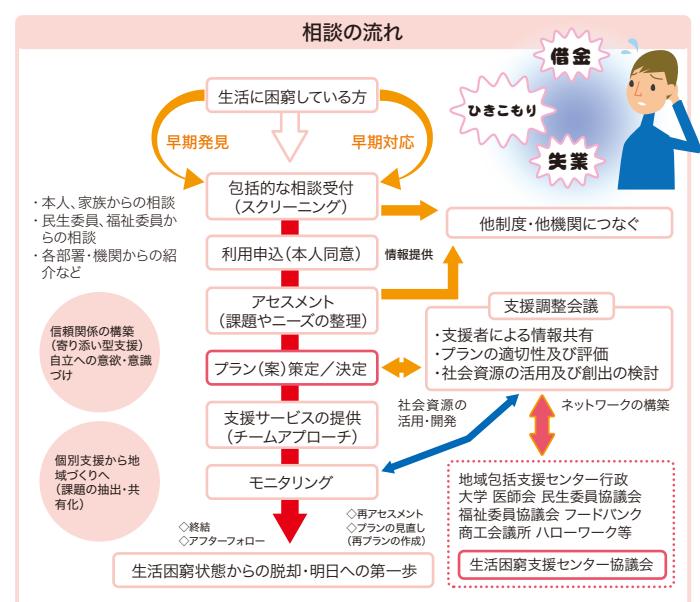
また、実際にボランティアをすることで、「誰かのために役立てた」「自分でも誰かを支援することができた」という成功体験を得られます。相談者の中にはこうした経験が少ない方もいますが、誰かを支援することは、相談者本人にとっても、よい刺激になるのではないかでしょう。

「これができるようになりましたね」さくばらホームの職員さんの話を聞いたときに、Aさんは笑顔になるのです。とてもうれしそうに認められることが本人の社会参加、自立に向かうためにとても大切なことだと感じます。

相談支援事業の相談者は、悩みや困難さをひとりで抱え込む傾向にある方が多く、家族と関係が悪い方もいます。

一方で、Aさんの事例のように、ボランティア体験をきっかけに、人とのつながりが出来て、センターの職員以外にも相談相手や何気ない日常の会話ができる人間関係を築けた事例もあります。こうした活動により、相談者を見守る人、関わっていく人が地域で増えていくことは重要だと考えています。

今後は、相談者の方がより希望する社会参加につなげたいと思います。しかし、これは本センターだけで出来るわけではありません。引き続き、地域で相談者の自己実現ができるよう様々な関係者やボランティアと共に支援に取り組んでいきたいと考えています。





特定非営利活動法人 こどもの里  
理事長

しょうほともこ  
莊保 共子さん

## こどもの権利を擁護し、「生きる力」を支え、 こどもの声が聞こえるまちづくりを目指す

### ●主な事業

- ・大阪市留守家庭児童対策事業
- ・大阪市地域子育て支援拠点事業
- ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
- ・自主事業（緊急一時保護事業等）



こどもの里のこどもたちを撮影した映画「さとにぎたらえやん」のチラシ（全国上映中）

### 釜ヶ崎とこどもの出会い

1977年、労働者のための食堂「ふるさとの家」の2階部分の提供を受け、こどもたちの遊び場を保障したいと「子どもの広場」を始めました。活動を始めたきっかけは、こどもへのボランティア活動でした。

「子どもの広場」を立ち上げる8年前、私は西成市民館でこどもに勉強を教える「土曜学校」というボランティア活動に参加していました。そこで出会った釜ヶ崎のこどもたちは、言動や行動がすごく荒々しかったのですが、目がとてもきれいに澄んでいたことにカルチャーショックを受けました。この「土曜学校」でのボランティア活動を通じ釜ヶ崎のこどもと出会い、その目に魅せられて、私はこどもたちの傍らにいたいと望んだことが「子どもの広場」という形につながりました。

### 「広場」からこどもの里へ

「こどもだけで遊べる場があるよ。」と公園で遊んでいる4~5人のこどもに声をかけたら、その翌日には20人ほどのこどもたちがきました。声をかけた子の両手に弟と妹が、その子の中学生のお姉ちゃんの背中には赤ちゃんが…。障がい児も外国人も混ざって来ました。毎日30~40人のこどもたちが遊びに来るようになりました。大切にしていることの一つ「誰でも利用出来る場」の原点

です。

突然遊びに来なくなる子もいました。その理由は、日雇いという就労形態で生活するゆえの、子の児童相談所への一時保護でした。面会に行くと、安全なはずのこどもから「お父ちゃん、いつ迎えに来てくれるんやろ」「このままどっかの施設に行かされるんやろか」と不安いっぱいしているこども。お父さんも「ほんまは児相に預けたくないけど。飯場の仕事や。仕方がない。」ある日、お父さんから「10日間の飯場の仕事や。預かってほしい。」と相談があり、「いいよ。毎日学校に行けるよ」ということで、「子どもの広場」での一時保護が始まりました。大切にしていることの一つ「親子の抱える問題をうけいれる場」の始まりです。

利用者数と緊急対応が増え、こども専用の居場所が必要と、当時ボランティアに来ていた女子修道会が土地と建物を用意し、1980年、現在の場所に「こどもの里」は開設されました。

### ある女の子Aにおける経験

ここで私自身のあるこどもの経験を話したいと思います。小学6年生のAは、家出を何度も繰り返し、いつも5~6人の友達を連れながら問題行動を多くとするような子でした。小学校を卒業と同時にAはいなくなりましたが、3年たって、実は、父親から性的虐待を受けており、そのことを知っていた母親からも「家を出でいけ」と言われていたから家出を繰

り返していたとAが話してくれました。

いつも一緒にいた友達はそのことを知っており、その子を気遣っていました。一緒に行動していたのです。

Aにとって、そうした行いはすべてSOSの発信であったにもかかわらず、私は気づかなかったばかりか、問題児と思っていたしました。ですが、問題児ではなく、Aは「問題を抱えて困っている子」でした。 Aは小学校卒業と同時に、自分から児童相談所に助けを求め逃げるなど、自分で問題を解決する強い力がありました。

他にも、無国籍で生活していたこどもや小学校に通えていないこどもと出会いました。このような経験を通して、こどもたちの行動には意味があるということを教えてもらいました。また、こどもが生きるとは、こどもの権利を擁護していくことであることも同時に教わりました。

### 権利擁護と親への支援の必要性

こどもたちの姿から見えてきたのは、背後にある生活の不安定さでした。すなわち、それはこどもの親が抱えるしんどさでもありました。

そんな中で、親は子育てをしているので、こどもの里では、親がつらいと感じたときに、こどもを一時的に預かっています。それが結果的には、虐待防止にもつながります。こどもは、親のことを「宝」のように思っているので、児童相談

所や施設に預けられると、「親から見捨てられた観」を抱き、その気持ちに苦しめます。学校にも行けませんし、自由に外で遊んだりすることもできなくなります。そうなると、自分の尊厳を保てなくなったり、自信を持つことが難しくなってしまうんです。こうしたことが、緊急一時保護や里親といった子どもの里の事業にもつながっています。地域で子どもを育てることが「子どもの最善の利益」となります。

## 子どもには「生きる力」がみなぎっている!!

釜ヶ崎の子どもは釜ヶ崎に住んでいることや家庭環境といった理由で、社会的に差別を受けながら生活しています。しかし、それをはねのけるほどのレジリエンシー(対応力)を持っています。問題解決力、自己治癒力・感じる力・人とつながろうとする力・親を慕う力・個性の力、自分自身で考え、行動し、たくましく生きていく力も持っています。子どもには、こうした「生きる力」が溢れています。

子どもの里の事業は、子どものニーズに応じて支援の形を変化させてきました。これらは、子どもたちの持つ「生きる力」が作り出してきたものに他なりません。

支援を通して子どもと向き合っていると、子どもが自分自身の「生きる力」を使って生活していくことが最も大切であって、それが自身の自己尊重や自信、安心へつながっていくことに気づきます。ですから、子どもができることは自分たちでやってもらって、住民票の取得など、子どもにできない部分をわたしたちが手伝う。子どもに寄り添うという行為がよく語られますが、寄り添うという行為は、その子どもが生きていること、子どもの生活そのものと向き合い、それをサポートしていくことであって、子どもの生きる様をよしとして、これ以上しんどくないように支えることだと私は思っています。

「子どもの里」は、子どもが生きていること自体が尊重されたり、抱えるしんど

さを話すことができたりするような「居場所」でありたいと思っています。

## 子どもの権利擁護に向けた地域の動き

### ①子どもの声が聞こえるまちづくり!!

釜ヶ崎は、今も日雇い労働の町ではありますが、年々日雇いの仕事が減り、労働者の高齢化も進むなかで、まちづくりが問題になってきました。ただ、まちづくりにあたっては、地域住民と労働者の中に深い溝があり、簡単には話が進みませんでした。

しかし、子どもたちが地域の運動会やお祭りなどに参加するなかで、子どもたちの存在それ自体が、地域住民と労働者や労働者を支援する方の心を動かし、それまで相容れなかった大人たちが、一つテーブルにつき、子どもの権利擁護を含めた、子どもの声が聞こえるまちづくりを話し合うようになりました。

### ②官民協働のネットワークの必要性

とはいって、子どもの権利や「生きる力」を支えたり、子どもの声が聞こえるようにするためにには、支援体制の整備やまちづくりが欠かせません。住宅や遊び場等、子どもの居場所を含めた総合的な支援を行う必要がありますが、そのためには、官民両輪の協働ネットワークをこれまで以上に作っていかなければいけないと考えています。

現在、行政部門には「西成区要保護児童対策地域協議会(要対協)」が、民間部門には、約60団体が加盟するいつでもどこでもみんなで子育て「わが町にしなり子育てネット」という支援ネットワークがあり、この官民のネットワークを軸にして子どもへの支援を行っています。

### ③地域福祉文化の創造を目指して—コレクティブ・タウン構想—

官民両輪の協働ネットワークを軸にしながらも、支援団体だけで支援するのではなく、そこに住む地域住民や労働者、ボランティアも巻き込んで子ども

を支援する「コレクティブ・タウン」を目指しています。

各中学校区に一つ、「子どもの里」のような、遊び場で逃げ場で学び場で生活の場を兼ね備える居場所「包摂的地域こども支援センター」を設置することができればいいですね。そうすれば、子どもと親の状況や情報を共有したりしながら、子どもと親を見守り、ニーズに沿ったこまやかな支援が地域全体でできるようになります。それが、子育ち対策と貧困対策・子育て対策と虐待防止対策になります。

虐待や貧困の連鎖を断ち切れる子どもの居場所になりうるには、こうした地域福祉の文化を創造して、まちづくりをしていくことが大切です。そして、いろんなことを抱える子どもを受け入れ、「生きる力」を支え、生きていることそれ自体が尊重されるような居場所を作っていくことが、コレクティブ・タウンの実現に向けて重要なことだと考えています。

## 私たちボランティア・市民活動センターとして何ができるのか

ボランティア・市民活動センターとして、子どもの権利擁護や居場所を作るといった活動を支援するために何ができるのでしょうか。

まずは、地域の中で子どもと親が置かれている現状や子どもを取り巻く環境がどのようなものかをしっかりと把握することができます。そして、子どもの里のような、地域の中で子どもの権利擁護や居場所づくりの支援を精力的に行っている団体に対して、どのような支援・バックアップができるのかを考えることが重要です。たとえば、地域にある様々な社会資源(ヒト・モノ・カネ)の活用・調整・開発を団体と一緒にを行い、そして、それへの参画を促し、公私の関係者を横断的につなぐネットワークを構築していくことが求められているように思いました。

# 災害ボランティア このヒトに聞きたい!



柴田 哲史  
さん  
一般社団法人  
災害IT支援ネットワーク  
代表理事

## 遠隔地でも可能な支援としての情報発信

はじめに、柴田さんが災害ボランティア活動に関わるようになったきっかけを教えてください。

**柴田** 東日本大震災で福島県の避難者を調布市にある「味の素スタジアム」に受け入れることになりました。この時、前の職場の関係で調布市社会福祉協議会が行うチャリティーウォークのHP作成を手伝っていたことから、調布市社協の職員より「ボランティア活動への問い合わせが殺到している。それに対応するホームページを作れないか」との相談があったことが、きっかけです。

このとき、まだボランティア活動をどこが主導するかも決まっていない中でしたが、ボランティア活動への仮登録が出来るフォームをホームページ上に作りました。これによって、ボランティア活動に関する問い合わせはかなり減少したと聞いています。

次に関わったのが平成25年の台風による大島の土砂災害です。このときは、その前日に東京都社会福祉協議会で調布での活動をプレゼンする機会がありました。その次の日に大島が被災して、大島に派遣された調布市社協の職員から、情報発信やインフラが非常に厳しいので支援を出来ないかとの相談がありました。この時は約1ヶ月間大島に入って、パソコンやコピー機の設置からホームページの立ち上げ、更新方法の地元社協やボランティアへの引き継ぎなどを行いました。

現在も様々な災害ボランティアセンターの情報発信の支援に関わっていますが、いずれも現地で支援されているのでしょうか。

**柴田** 平成26年2月の前橋市での大雪や平成26年8月の広島市での豪雨・土砂崩れ、平成27年の常総市での水害、「平成28年熊本地震」などの、各災害ボランティアセンターが使用する、ホームページ作成やSNSなど情報発信ツールの支援を中心に関わってきました。その際少なくとも一度は現地に入るものの、基本的な作業は東京で行っています。

普段の仕事も住む場所も異なる様々な方が集まって協力しながら運営される災害ボランティアセンター。これまで複数の被災地で災害ボランティア活動支援に携わってきた経験豊かな方々から被災地支援に関するようになった経緯や支援への想いを伺います。

## 情報発信のメリットだけでなく、意義を知ることが大切

近年、災害ボランティアセンターの運営において情報発信の意識が高まっているように思います。

**柴田** 災害時には、それこそ様々な情報や憶測、デマが飛び交います。その時に公式情報のもうけは絶大で、そうしたものを一掃する力があります。

また先ほどの東日本大震災の話でも出しましたが、ホームページなどに公式情報がないと、ボランティアの方々が直接電話してきてしまい、職員の方はそこに対応をしなければなりません。公式情報を出すことで、そうした問い合わせ対応の手間を減らし、本当に必要な被災者支援のための活動に専従することもできます。

そうしたメリットが共有化されていくのは良いことだと思いますが、その際に、なぜ情報発信をするのか、発信することが被災者支援にとって、どういう役割になるのかをきちんと確認しておくことが必要です。

## 具体的にはどういうことでしょうか。

**柴田** 例えば、多くの災害ボランティアセンターでは、その日の受付人数や参加人数を発信しています。この情報は、ボランティアに来ようとしている人にとっては、どこの場所でボランティアが足りないのか、どこへ手伝いに行けばいいかを考えるための目安になります。また、発信元の社協としては、どういう人がどれだけの人数欲しいかという呼びかけに対して、どれだけ集まってくれたかの指標にもなります。

現場のトラブルや問い合わせを最小限にして、現場に関わる人の力を最大限に發揮するために情報発信を行う。その意義を組織内で整理・共有されているのと、共有されていないのとでは、同じ作業に携わるにしても、全く意味合いが異なってきますし、情報発信を行う職員のモチベーションも変わってくるのではないかと思います。

## 平時から発信力を高めることが災害時の発信にもつながる

### 災害時の情報発信のコツはありますか。

**柴田** やり方は様々ですね。私なら写真を多く使って、そこに簡単なキャプションをつけます。文章を中心に、その背景や状況をきちんと説明する方もいます。自分にあったやり方をあらかじめ知っておくことが大切です。他の人のやり方をそのまま真似ようとしても、そのスタイルと合わなければ、余分な苦労が重なることになります。

そのためには平時からの訓練や慣れが必要だと思いますが、実際には対応できてい

ない状況があります。

**柴田** おそらく、これまで特段の発信をしてこなくても、あまり問題にならなかったのでしょうね。ただ、これは平時の話で、やはり災害時には何も発信できていないと、やり玉に挙げられてしまうことが多いと思います。いざ発災してしまったら、全く知らないものを使うことなどできないでしょうから、できるだけ平時からSNSでの発信も含めて、慣れておく方が良いとは思います。

## 経験を踏まえ、情報発信も日々変わる

今回の熊本地震では、熊本県内社協の情報発信とあわせ、「南阿蘇支援ボランティア竹田ベースキャンプ」のサイト支援も行っていますが、これまでとの違いが瞭解教えてください。

**柴田** 竹田ベースキャンプのサイト構築ではいくつか実験的な取り組みを行っています。一つは、全国からのボランティアを受け入れることになっているので、1日に何人のボランティアが来るか分からないという不安を払拭するため、事前の申し込み制にしました。そして、その数値をグラフ化することで、受け付け状況の「見える化」をしました。これにより、ニーズに対するボランティア人数の調整がスムーズになったと思います。また、問い合わせ専用のフォームを設けています。これにより、誰がどの質問にどう回答したかを確認できるような仕組みも設けています。

情報発信の根幹の部分は変わらないものの、それぞれの発信内容は被災状況などによって変わってくるのですね。

**柴田** もちろん公式情報としてきちんと提示することは大前提ですが、災害ボランティアセンターを運営する社協により、どういう媒体を使うか、どういう見せ方をするのかも変わってきます。「他の社協がこうしているから」ではなく、「自分の社協はどう出来るか」を平時から考えていただければ、いざ発災したときに、その方針の中で、私たちIT関係者が出来る支援があると思っています。

**柴田さん、ありがとうございました。**





## 「善意銀行から奉仕活動センターへ」

全社協は昭和37年から毎年「全国善意銀行代表者連絡協議会」を開催していた。その時は、ボランティア活動という言葉自体が市民権を得ていない時代もあり、「奉仕活動」という言葉がまだ市民の中では親しみがあり広まっていた。旧文部省(当時、社会教育部局・初等中等教育部局)においても、子どもたちの学習や教育の世界も「奉仕活動」という程度しか位置づけられていなかったようである。そのような中で昭和40年代に入り、奉仕活動あるいはボランティア活動の理念や善意銀行活動推進の論議が交差しつつ善意銀行活動の機能の限界(金品預託なのか、奉仕活動推進のか等)も明らかになっていた。

そこで、ボランティア活動の理念や活動支援機関として理論構築の整理

が強く求められるようになり、また、国民のボランティア活動への関心と理解も進みつつある中で、全社協の木谷氏提案で、昭和42年にボランティア活動研究委員会(委員長・阿部志郎氏)を設け研究を重ねた結果「ボランティア活動を育成するために一ボランティア活動育成基本要項」を全社協から発表している。この中にボランティア活動の理念と育成の方向ならびに善意銀行・ボランティアビューローの仕組みと運営について基本的なあり方を示している。

また、全国会議の名称も「全国ボランティア活動推進協議会」とし、基本要項を出発点として善意銀行からの脱皮を図るための協議がなされている。

そして、昭和48年、全国のボランティア活動推進の基盤整備を図るために国庫補助事業としてわが国で始

め、「奉仕銀行運営費」が都道府県社協に実現した。国は、まだ「奉仕銀行」と言う名称ではあるが、住民を対象としたボランティア養成の研修やスクール等の費用が国庫補助に盛り込まれたことは、ボランティアセンターにとってまさに画期的な出来事であった。

文責:とくしまボランティア推進センター  
運営委員会委員長  
日開野 博(四国大学教授)



昭和37年5月18日、徳島県小松島市社協に第1号支店の看板が設置された。



## 共同募金の被災地支援 その2

前回、熊本地震の被災地支援の一つとして、支援金「ボラサポ・九州」をご紹介しました。今回は、共同募金会による災害ボランティアセンターの支援についてご紹介します。

### 赤い羽根共同募金が被災地の災害ボランティアセンターを支援

都道府県共同募金会では、災害に備え赤い羽根共同募金の一部を積み立て、災害発生時に被災地の災害ボランティア

中央共同募金会 企画広報部 副部長 山内 秀一郎さん  
阪神・淡路大震災のボランティア活動に関わった後、中央共同募金会入局。  
全社協 全国ボランティア活動振興センター(当時)への出向を経て、中央共募復帰後は、募金開発チーム立ち上げに関わり、主に企業への社会貢献活動のプログラム提案、米国のユナイテッドウェイ・ワールドワイドとの協働事業、遺贈・相続寄付等を担当。

センターの運営等に助成を行う「災害等準備金」制度を設けています。今回の熊本地震では、熊本県内17か所(最大時)で開設された災害ボランティアセンターにおける活動を支えるため、各都道府県共同募金会から熊本県共同募金会に対し、合計2億6千万円を拠出することにし



ました。

### 阪神・淡路大震災の経験から制度化

「災害等準備金」は、平成7年の阪神・淡路大震災において被災者支援に大きな役割を果たした災害ボランティア活動の重要性をふまえ、平成12年に社会福祉法に法定化されました。平成16年に発生した新潟県中越地震では、初めて県域を越えて「災害等準備金」の拠出が行われ、平成23年の東日本大震災では、被災地の約150か所の災害ボランティアセンター等に総額8億8千万円の助成を行いました。

# 保険のひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

## 全社協の「ボランティア活動保険」の「対象となるボランティア活動」と「対象とならないボランティア活動」について

全国社会福祉協議会のボランティア活動保険は、ボランティア活動中の「ケガ」や「損害賠償責任」を補償する保険ですが、補償の対象とならないボランティア活動がありますのでご注意ください。みなさまからよくご質問をいただく、「補償の対象となるボランティア活動」と「補償の対象とならないボランティア活動」についてお伝えします。

### 補償の対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、以下の①から③までのいずれかに該当する活動です。

- ① グループの会則に則り企画、立案されたボランティア活動であること。
- ② 社会福祉協議会に届け出たボランティア活動であること。
- ③ 社会福祉協議会に委嘱されたボランティア活動であること。

(注)・ボランティア活動のための研修会や会議などを含みます。  
・自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。



### 補償の対象とならないボランティア活動

- ① 自発的な意思によるボランティア活動とは考え難いもの。  
(例)・学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動、免許・資格・単位取得を目的としたボランティア活動 など
- ② PTA、自治会、町内会、老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動。  
(注)それぞれの団体・グループには専用の補償制度がありますので、そちらの補償制度をご利用ください。
- ③ 有償のボランティア活動（但し、交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費支給については無償とみなします）  
(例)・報酬が時給、日給、月給や謝金などで支払われる場合  
※有償のボランティア活動をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。
- ④ 自宅で行うボランティア活動  
(注)但し、日常生活と明確に区別でき、かつ活動計画書などによって活動予定や内容が予め確認できる場合は対象となります。
- ⑤ 保険上対象外となっているボランティア活動  
(例)・海難救助、または山岳救助ボランティア活動  
・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動  
・野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動  
・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>

### INFORMATION



## 【ボランティア全国フォーラム2016】 2016年11月5日(土)・6日(日)

参加費  
5,000円  
大学生以下  
1,000円

申込締切:平成28年9月30日(金)

会場／国立オリンピックセンター記念青少年総合センター(東京都代々木)

主催:「広がれボランティアの輪」連絡会議 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

**参加申込受付開始しました。たくさんのご応募お待ちしています!**

### お問い合わせ

全国社会福祉協議会・全国ボランティア・市民活動振興センター

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話:03-3581-4656 FAX:03-3581-7858

eメール:info@hirogare.jp

### 参加申し込みの詳細は

ホームページ・facebookよりご覧ください。

<http://www.hirogare.net/>

<https://www.facebook.com/vforum2016/>



### 事務局だより

日の強く照りつけていた日に、ふと小学生のときに暗唱させられた枕草子の一節が頭をよぎりました。夏は夜、月のころはさらなり、清少納言が感じた四季と現代人が感じる四季とではおそらく全然違うのでしょうか、昔から続く四季という文化を楽しみながら生活を送っていました。(赤坂)

| 開催内容 |   |
|------|---|
| 会期   | 2016年10月12日(水)～14日(金)                                     |
| 開催時間 | 10:00～17:00   |
| 会場   | 東京ビッグサイト 東展示ホール<br>(東京・江東区有明)                             |
| 入場料  | 無料・登録制(一部のプログラムは有料)<br>1/か国・1地域の530社からの約20,000点の福祉機器を総合展示 |
| 出展   |   |

● 1 福祉機器約20,000点を総合展示

● 2 国際シンポジウム

障害者の権利の擁護とさらなる社会参加の促進のために  
～ノーマライゼーションのこれまでとこれから～

【日時】2016年10月13日(木) PM 【会場】東京ビッグサイト会議棟

● 3 H.C.R.セミナー ～さまざまな参加者を対象に、役立つ最新情報を提供

● 4 H.C.R.特別企画 ～最新機器、子ども向け製品、高齢・障害者の便利グッズなどを集中展示

● 5 出展社主催プレゼンテーション ～各社製品の特徴の紹介・PRなど

※プログラムは変更されることがあります。最新情報と詳細はH.C.R.ウェブサイトでご確認ください。

WEBサイト▶ <http://www.hcr.or.jp>

H.C.R.2016事務局 〒100-8980

一般財団法人 保健福祉広報協会 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル Tel. 03-3580-3052/Fax. 03-5512-9798